

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月13日

【四半期会計期間】 第144期第1四半期(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

【会社名】 株式会社松屋

【英訳名】 MATSUYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 秋田正紀

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座三丁目6番1号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部IR室担当課長 白石晴久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目6番1号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部IR室担当課長 白石晴久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第1四半期 連結累計期間	第144期 第1四半期 連結累計期間	第143期
会計期間	自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日	自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日	自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日
売上高 (百万円)	15,826	17,299	71,376
経常利益又は経常損失() (百万円)	276	109	678
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)	742	58	4,126
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,282	150	3,740
純資産額 (百万円)	7,760	12,557	12,778
総資産額 (百万円)	45,108	42,351	43,220
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (円)	14.01	1.10	77.86
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	16.7	29.3	29.2

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第143期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。第144期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第143期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第143期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期(平成24年3月1日～平成24年5月31日)におけるわが国経済は、依然として厳しい状況にあるものの、東日本大震災の復興需要等を背景として、企業収益にも一部で回復の兆しが見られました。一方で、欧州政府債務危機をめぐる問題の再燃や、国内における電力供給の制約、デフレの影響による景気の下押しリスクなどもあり、先行きはいまだ不透明であり、予断を許さない状況が続くものと思われま

す。当第1四半期における東京地区百貨店売上高は、前年の東日本大震災の影響を色濃く受けた反動等もあり、前年実績を大きく上回りました。

こうした状況の中、当社グループでは「中期経営計画(2010～2012年度)」の基本方針に沿った諸施策を着実に実施し、業績の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は17,299百万円と前年同四半期に比べ1,473百万円(+9.3%)の増収となり、営業利益は81百万円と前年同四半期に比べ375百万円の改善、経常利益は109百万円と前年同四半期に比べ386百万円の改善、四半期純利益は58百万円と前年同四半期に比べ801百万円の改善となりました。

百貨店業

百貨店業の銀座店におきましては、中期経営計画の基本方針である「松屋銀座のポテンシャル、優位性の最大化」を推進するため、全館のグレードとテイストの統一を図り、独自性を重視した取り組みを強化することによって、世界の銀座を象徴する個性的な百貨店「GINZA スペシャルティストア」の構築を進めてまいりました。商品政策といたしましては、継続して「ファッション性」と「デザイン性」の観点から品揃えの強化を図る一方、食品、子供ゾーンの一部を再編するなど、競争力の向上に努めてまいりました。また、昨年の秋に引き続き、春に銀座三越との共同催事「GINZA FASHION WEEK」を開催し、その会期中には関係省庁、行政とも連携を図り、銀座中央通りでの屋外ファッションショー「GINZA RUNWAY」を開催したほか、ゴールデンウィークには「生誕110周年記念 ウォルト・ディズニー展」を開催するなど、独自性と話題性のある企画によって銀座の街と店舗への集客を高め、売上の向上に努めてまいりました。

浅草店におきましては、店舗近隣のお客様に加えて、品揃え・サービス両面において東京スカイツリーの開業によって増加する観光客への対応を強化することで、業績の向上に尽力してまいりました。

以上の結果、百貨店業の売上高は14,878百万円と前年同四半期に比べ1,781百万円(+13.6%)の増収となり、営業利益は111百万円と前年同四半期に比べ326百万円の改善となりました。

飲食業

飲食業の婚礼宴会部門におきましては、引き続き婚礼組数の確保に取り組んでまいりましたが、震災前までの回復には至らず、また、その他の部門におきましても、不採算営業所の閉鎖等もあり、売上高は前年実績を下回りました。一方で、構造改革を推し進め、販売管理費の削減等に尽力いたしました。

以上の結果、飲食業の売上高は1,453百万円と前年同四半期に比べ3百万円(0.3%)の減収となり、営業損失は89百万円と前年同四半期に比べ91百万円の改善となりました。

ビル総合サービス及び広告業

ビル総合サービス及び広告業におきましては、震災による企業の投資縮小や延期などの影響が大きかった昨年と比較し、一部で回復の兆しが見られるものの、売上高は前年実績を下回りました。一方で、原価及び販売管理費の削減等の構造改革に取り組み、営業利益は大幅に改善し、黒字となりました。

以上の結果、ビル総合サービス及び広告業の売上高は1,241百万円と前年同四半期に比べ23百万円(1.9%)の減収となり、営業利益は18百万円と前年同四半期に比べ36百万円の改善となりました。

輸入商品卸売業

輸入商品卸売業の(株)スキャンデックスにおきましては、主力商品である北欧のリビング用品および雑貨の営業強化、積極的な店舗展開等に取り組み、直営店を中心に実績を大きく伸ばしました。また、営業利益につきましても、新たな店舗展開による販売管理費の上昇があった一方で、為替要因による収益率の改善もあり、前年同四半期に比べ大幅な増益となりました。ただし、輸入商品卸売業全体では、(株)ストッケジャパンが昨年8月末に事業の全部を(株)ストッケに譲渡したことにより、売上高・営業利益ともに前年実績を下回りました。

以上の結果、輸入商品卸売業の売上高は332百万円と前年同四半期に比べ240百万円(42.0%)の減収となり、営業利益は28百万円と前年同四半期に比べ56百万円(66.7%)の減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は前連結会計年度末に比べ、869百万円減少し42,351百万円となりました。これは主に現金及び預金521百万円の減少、投資有価証券347百万円の減少等によるものであります。負債合計は前連結会計年度末に比べ、647百万円減少し29,794百万円となりました。これは主に借入金920百万円の減少等によるものであります。純資産合計はその他有価証券評価差額金271百万円の減少等により221百万円減少し12,557百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行

為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、()当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、()当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、()当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

具体的な取組み

1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値の源泉である「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」を伸張させ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるため、平成22年4月12日開催の当社取締役会において、利益回復と企業価値向上のための新たな中期経営計画である「中期経営計画(2010～2012年度)」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

本計画では、「『松屋銀座』のポテンシャル、優位性の最大化」、「グループ事業の収益基盤の強化」、「財務基盤の強化」、「生産性の向上」の4つを基本方針に掲げ、かかる基本方針の実現に向けて以下の諸施策を採ることとしております。

・「松屋銀座」のポテンシャル、優位性の最大化

当社は、「銀座」という世界有数の商業地域に店舗を構えることの意義を再認識し、銀座本店のポテンシャル、優位性を最大限発揮していくことが、当社の企業価値向上に資するものと考えております。そこで、松屋ブランドの価値の源泉である銀座本店に経営資源を集中し、その独自性に更に磨きをかけ、銀座を象徴する個性的な存在となるべく、百貨店業における店づくり及び構造改革を行ってまいります。

・グループ事業の収益基盤の強化

利益重視の観点から、飲食業(アターブル松屋グループ)、ビル総合サービス及び広告業(株式会社シーピーケー)、輸入商品卸売業(株式会社スキャンデックス)等の当社グループ事業について、不採算、低収益事業の整理・合理化と収益事業への経営資源の集中を進め、収益基盤の強化を図ってまいります。

・財務基盤の強化

今後3カ年は営業活動で獲得した利益やキャッシュ・フローは財務基盤の強化に充当していき、各部門の投資は、自己資本の回復と有利子負債の返済という財務戦略との均衡を図りながら行ってまいります。

・生産性の向上

厳しい環境下においても利益の出る体質を構築するため、更なる生産性の向上を目指してまいります。要員構成の変化を踏まえた役割や制度の見直し、オペレーションの再構築、アウトソーシングの積極活用等を進めてまいります。

当社は、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

また、当社グループは、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役2名・社外監査役3名を選任し、経営に対する監視機能の強化を図っております。社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、内部監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を1年とする等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追及してまいります。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する

ための取組み

当社は、平成24年5月24日開催の定時株主総会において、当社定款に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針(以下「本買収防衛策基本方針」といいます。)の内容を決定するための議案のご承認を頂き、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。)を決定いたしました。

(本プランの目的)

本プランは、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために必要な情報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(本プランの適用対象)

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、()当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、若しくはこれらに類似する行為又はその提案(以下「買付等」と総称します。)がなされる場合を対象とします。

(本プランの定める手続き)

当社の株券等について買付等を行う買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案(もしあれば)等が、経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会(現在は社外取締役1名、社外監査役1名及び社外の有識者1名により構成されます。)に提供され、検討されます。特別委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を独自に得た上、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

特別委員会は、買付者等による買付等が下記の本新株予約権無償割当ての要件記載の要件のいずれかに該当し、かつ、必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決定します。但し、特別委員会が、勧告に際し、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役会が、一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する株主の皆様の意思を確認することとしており、株主意思確認総会を開催する場合、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議に従います。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(本新株予約権の内容)

本新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める金額を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等は、原則として本新株予約権を行使できないという差別的行使条件が付されています。また、本新株予約権には、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに原則として当社株式1株が交付されます。

(本新株予約権無償割当ての要件)

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、(イ)買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、並びに、(ロ)()株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合、()強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、()

買付等の経済的條件(対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合、及び、()買付者等の提案の内容(買付等の経済的條件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が、「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響を与える買付等である場合のいずれかに該当することです。

(本プランの有効期間・本プランの廃止・変更等)

本プランの有効期間は平成24年5月24日開催の当社定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更され又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(株主及び投資家の皆様への影響)

本プランの導入(更新)時点においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランが発動され、本新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として本新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております平成24年4月12日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針の株主総会への付議について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.matsuya.com/ir/news/index.html>)

3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記1)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針と沿うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記2)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、一定の場合に株主意思確認総会を開催し株主の皆様の意思を確認することとしている等、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が2年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,000,000
計	177,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期 会計期間末現在 発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年7月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,289,640	53,289,640	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数100株
計	53,289,640	53,289,640		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年3月1日～ 平成24年5月31日		53,289		7,132		3,660

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年2月29日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 267,400		
	(相互保有株式) 普通株式 139,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,872,000	528,720	
単元未満株式	普通株式 11,240		
発行済株式総数	53,289,640		
総株主の議決権		528,720	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株(議決権10個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式25株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)松屋	東京都中央区銀座3 6 1	267,400		267,400	0.50
(相互保有株式) (株)銀座インズ	東京都中央区銀座西2 - 2 番 地先	139,000		139,000	0.26
計		406,400		406,400	0.76

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第143期連結会計年度 新日本有限責任監査法人

第144期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 優成監査法人

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,771	2,250
受取手形及び売掛金	4,394	4,544
たな卸資産	2,403	2,373
その他	1,029	1,182
貸倒引当金	21	21
流動資産合計	10,577	10,329
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	10,649	10,458
土地	14,093	14,093
その他(純額)	443	402
有形固定資産合計	25,186	24,955
無形固定資産	586	563
投資その他の資産		
投資有価証券	4,657	4,310
その他	2,280	2,258
貸倒引当金	68	64
投資その他の資産合計	6,870	6,503
固定資産合計	32,643	32,022
資産合計	43,220	42,351
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,056	6,324
短期借入金	11,074	9,623
未払法人税等	181	30
賞与引当金	121	269
商品券等回収損失引当金	386	369
ポイント引当金	47	52
店舗縮小関連損失引当金	38	35
その他	4,546	4,672
流動負債合計	22,453	21,377
固定負債		
長期借入金	5,300	5,830
退職給付引当金	222	251
環境対策引当金	29	29
その他	2,437	2,305
固定負債合計	7,988	8,416
負債合計	30,442	29,794

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,132	7,132
資本剰余金	5,639	5,639
利益剰余金	245	303
自己株式	417	427
株主資本合計	12,599	12,648
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	81	190
繰延ヘッジ損益	66	38
その他の包括利益累計額合計	14	228
少数株主持分	164	137
純資産合計	12,778	12,557
負債純資産合計	43,220	42,351

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
売上高	15,826	17,299
売上原価	11,663	12,787
売上総利益	4,163	4,512
販売費及び一般管理費	4,456	4,430
営業利益又は営業損失()	293	81
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	25	20
債務勘定整理益	50	52
受取協賛金	1	18
その他	30	30
営業外収益合計	108	122
営業外費用		
支払利息	73	61
商品券等回収損失引当金繰入額	4	19
その他	13	13
営業外費用合計	91	94
経常利益又は経常損失()	276	109
特別損失		
固定資産除却損	-	13
投資有価証券評価損	121	6
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	314	-
その他	73	-
特別損失合計	509	20
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	785	89
法人税等	2	2
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	783	91
少数株主利益又は少数株主損失()	40	32
四半期純利益又は四半期純損失()	742	58

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	783	91
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	553	277
繰延ヘッジ損益	57	29
持分法適用会社に対する持分相当額	3	5
その他の包括利益合計	499	242
四半期包括利益	1,282	150
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,244	184
少数株主に係る四半期包括利益	37	33

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
減価償却費	337百万円	326百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	百貨店業	飲食業	ビル総合 サービス 及び 広告業	輸入商品 卸売業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	13,088	1,432	650	558	15,730	96	15,826		15,826
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8	24	614	14	662	227	889	889	
計	13,096	1,457	1,265	573	16,392	324	16,716	889	15,826
セグメント利益 又は損失()	214	181	18	84	329	25	303	10	293

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、マーケティング情報提供、用度品・事務用品の納入、OA機器類のリース、保険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等が含まれております。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額10百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	百貨店業	飲食業	ビル総合 サービス 及び 広告業	輸入商品 卸売業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	14,868	1,421	599	320	17,210	89	17,299		17,299
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	31	641	12	695	235	931	931	
計	14,878	1,453	1,241	332	17,906	325	18,231	931	17,299
セグメント利益 又は損失()	111	89	18	28	68	18	87	5	81

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、マーケティング情報提供、用度品・事務用品の納入、OA機器類のリース、保険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等が含まれております。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額 5百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()	14円01銭	1円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	742	58
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	742	58
普通株式の期中平均株式数(千株)	52,998	52,984

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。また、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月10日

株式会社松屋
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤善孝

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永真樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松亮一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松屋の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社の平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成24年2月29日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成23年7月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成24年5月24日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。